

各府省・都道府県等からの意見・要望について（中間報告）

《各府省》

1 市区町村別結果の利用実績

【人事院】

一般職国家公務員の給与勧告の決定に当たって使用する標準生計費を算定するための基礎資料として、東京都区部、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市及び北九州市の結果を利用している。

【厚生労働省社会・援護局】

平成16年結果の利用実績はないが、過去に生活保護の級地検証のため全市区町村の結果を利用。今後も利用する予定あり。

2 耐久消費財の調査項目について

家庭用ゲーム機（据え置き型）、携帯型ゲーム機などの教養娯楽用耐久財の充実
衣類乾燥機の追加

パソコン周辺機器（プリンタ、スキャナ、外付けハードディスクなど）の追加
現在普及している商品をかんがみ、記入しやすい表示にすべき（カラーテレビの
サイズ分けが必要かどうかなど）

木質ペレットストーブの追加

現在、普及率が高いと思われる基礎的な耐久消費財の追加

3 収支分類の項目について

「全国消費実態調査」と「家計調査」、「家計消費状況調査」の分類をなるべく一致
させてほしい。

ゲームをソフトとハードに分けて表章してほしい。

他の理美容代に含まれるエステ、ネイルサロンを分けて表章してほしい。

4 集計事項等について

高齢者世帯の支出品目を一般世帯と同様に細かい分類まで表章してほしい。

総世帯のジニ係数の早期公表をしてほしい。

年収300万円以下の細かい所得階層ごと（20万円刻み）の世帯人員、年齢階級、
住居の所有関係などの世帯分布の表章をしてほしい。

5 その他

もう少し短いスパンで調査・公表してほしい。

調査票について『年収・貯蓄等調査票』の収入の種類に「生活保護費」を設ける
等、被保護世帯を特定できる設計にしてほしい。

現行のサンプル数を増やしてほしい。特に「単身世帯」及び「都市部」について
増やしてほしい。

無職を除く勤労者以外の世帯に対しても『家計簿』に「収入」を記入するような
仕組みとはできないか。

『世帯票』の「介護が必要な家族について」という設問を「身体及び精神的な障
害があるか、6か月以上の療養を必要とする健康に問題のある方はいますか」という
よう設問としてほしい。

《都道府県、政令指定都市》

1 市区町村別結果の利用実績

民間事業所等から収入、支出、貯蓄、耐久財の普及率等の照会があった際に利用
市議会における一般質問等に係る資料等として利用
市勢要覧、市の統計資料、市のホームページ等に掲載
人事委員会事務局において標準生計費の算出に利用
経済・雇用動向の分析に利用
市の実情を把握するために利用
県民経済計算の推計基礎資料として県内各市の結果を利用
市民経済計算、市産業連関表の推計基礎資料として利用

2 耐久消費財の調査項目について

【追加】

一般家庭用太陽光発電設備
一般家庭用風力発電設備
洗濯乾燥機
洗濯機（ドラム式）
IHクッキングヒーター
エコキュート
生ごみ処理機
浴室暖房
石油ストーブ（FF式、ポット式）
ファンヒーター
ペレットストーブ
床暖房
加湿器・除湿器・空気清浄機
ブロードバンド対応設備（ADSL、光など）
有機ELテレビ
プリンタ
家庭用ゲーム機（インターネット接続機能付、携帯型ゲーム機等）
携帯型音楽・映像用機器（MP3プレーヤー等）
HDDレコーダー
次世代DVDレコーダー（ブルーレイディスクレコーダー等）
カーナビゲーションシステム
ETC車載器
健康器具（マッサージチェア等）
自転車

【削除】

電子レンジ、冷蔵庫、電気掃除機
電動ミシン
和だんす、洋だんす、整理だんす、茶だんす
ユニット家具（20万円以上）、じゅうたん（5万円以上）
カラーテレビ
ビデオテープレコーダー
CD・MDラジオカセット
ゴルフ用具一式

【区分変更等】

冷蔵庫を容量で分けるのであれば現行の 300 以上と未満の区分を 400 以上と未満とする。

自動車に低公害車（ハイブリッド車、電気自動車等）の区分を追加

自動車等の取得時期と初度登録年（年式）の項目を削除

自動二輪車Cの排気量は現行の（251cc～500cc）を（251cc～400cc）とする。

カラーテレビのサイズの区分の廃止

テレビ、パソコン等について地上デジタル放送対応状況を追加

テレビ、パソコン、携帯電話についてインターネット利用状況を追加

【調査票の設計】

自動車等の取得時期と初度登録年から「昭和」の年号を廃止

その他の耐久消費財等欄の廃止

主な結果利用ユーザーへのヒアリング結果について

厚生労働省社会・援護局

〔利用実績〕

平成16年に行われた「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」において、生活保護基準について、今後、生活保護基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要があるとされたことから、平成19年度における検証のための基礎資料を得ることを目的として、全国消費実態調査の調査票を使用し、特別集計を行った。

〔意見・要望等〕

市悉皆について（市町村結果の利用実績）

級地の見直しについては、消費が高いところと低いところとの差（傾斜）をみている。また、具体的にどの市町村がどの級地であるかというときに、各市町村ごとの当てはめがどのくらいしているかを検証する必要がある。そのためには全市町村の結果が必要であり、町村でもある程度の標本数がないと使えない。

標本数について

標本数（特に単身世帯、大都市で）を増やしてほしい。被保護世帯については、別途調査（社会保障生計調査）しているので、比較対象となるそれ以外の世帯について十分なサンプル数が必要である。被保護世帯は昔は単身は少なかったが、現在はだいが増えてきているので単身世帯についても基準を作る必要がある。

調査期間の短縮について

調査期間を2か月に短縮することについては、有識者を含めた委員会等で2か月の調査でも結果が大丈夫であるというお墨付きが得られるのであれば構わない。

人事院事務総局給与局

〔利用実績〕

一般職国家公務員の給与勧告の決定に当たって使用する標準生計費を算定するための基礎資料として利用。二人以上の世帯については家計調査を、単身世帯については全国消費実態調査の結果を利用。

〔意見・要望等〕

単身世帯の標本数の増加を希望。

平成16年全国消費実態調査 夫婦子1人(有業者あり)世帯の消費支出額

厚生労働省「生活扶助基準に関する検討会」第1回資料3より

	平均	第1・十分位
集計世帯数 ¹⁾	4,724世帯	514世帯
消費支出 ¹⁾	312,651円	215,646円
生活扶助相当支出計 ¹⁾	229,604円	148,781円
〔生活扶助基準額 ²⁾ 〕	153,499円	150,408円

1) 厚労省が行った平成16年全国消費実態調査特別集計の結果。

2) 集計の対象となっている世帯のそれぞれの生活扶助基準額を算出し、その平均をとったもの。

統計局試算値

	平均	第1・十分位
3か月平均(9~11月)		
集計世帯数	4,697世帯	508世帯
消費支出	312,606円	214,760円
〔消費支出X〕	237,432円	150,925円
2か月平均(9,10月)		
集計世帯数	4,684世帯	507世帯
消費支出	320,087円	219,407円
〔消費支出X〕	242,553円	153,543円
2か月平均(10,11月)		
集計世帯数	4,719世帯	510世帯
消費支出	309,643円	210,811円
〔消費支出X〕	236,662円	151,001円

統計局試算の消費支出Xとは、消費支出から給食、家賃・地代、工事・その他のサービス、保険・医療サービス、自動車等関係費、授業料を除いた額

生活保護制度について

平成 19 年 11 月 30 日 生活扶助基準に関する検討会報告書 (抜粋)

1. 検討の趣旨・目的等

(1) 本検討会の設置の背景

この生活扶助基準の水準の妥当性については、社会保障審議会福祉部会に設けられた「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」が平成 16(2004)年 12 月にとりまとめた報告書(以下「前回の報告書」という。)において、「いわゆる水準均衡方式を前提とする手法により、勤労 3 人世帯の生活扶助基準について、低所得世帯の消費支出額との比較において検証・評価した結果、その水準は基本的に妥当であったが、今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に 5 年に一度の頻度で検証を行う必要がある。」とされた。

2. 生活扶助基準の評価・検証

(2) 生活扶助基準の水準

基本的な考え方

前回の報告書では、生活扶助基準額を改定する際に従前から 3 人世帯(33 歳、29 歳、4 歳)を標準としてきたことを踏まえ、夫婦 1 人の勤労 3 人世帯の年間収入階級第 1・十分位の消費水準と生活扶助基準額を比較し、均衡が図られているかどうかの検討が行われた。

本検討会では、被保護世帯のうち 3 人世帯は 5.5%(平成 18 年度平均)に過ぎないことを踏まえ、夫婦 1 人世帯だけでなく、被保護世帯の 74.2%(同)を占める単身世帯にも着目し、同様に評価・検証を実施した。

消費実態との比較による評価・検証

夫婦 1 人(有業者あり)世帯の年間収入階級第 1・十分位における生活扶助相当支出額は、世帯当たり 148,781 円であったのに対して、それらの世帯の平均の生活扶助基準額は、世帯当たり 150,408 円であり、生活扶助基準額がやや高めとなっている。なお、第 1・五分位で比較すると、前者が 153,607 円、後者が 150,840 円であり、やや低めとなっている。

単身世帯(60 歳以上の場合)の年間収入階級第 1・十分位における生活扶助相当支出額は、世帯当たり 62,831 円であったのに対して、それらの世帯の平均の生活扶助基準額は、世帯当たり 71,209 円であり、生活扶助基準額が高めとなっている。なお、第 1・五分位で比較すると、前者が 71,007 円、後者が 71,193 円であり、均衡した水準となっている。

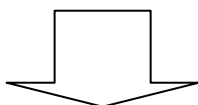
(4) 生活扶助基準の地域差

基本的な考え方

前回の報告書において、「一般世帯の生活扶助相当消費支出額をみると、地域差が縮小する傾向が認められ、今後詳細なデータによる検証」を実施する必要があるとされたことから、今回、改めて消費実態について評価・検証を実施した。

消費実態との比較による評価・検証

世帯類型、年齢階層などで実際の生活様式は異なるとしても、平均的には、現行の地域差を設定した当時と比較して、地域間の消費水準の差は縮小してきているといえる。



<平成 20 年度の生活扶助基準の改定> 全国厚生労働関係部局長会議資料(平成 20 年 1 月 16 日開催)(抜粋)

平成 20 年度の生活扶助基準については、上記検証結果を基礎としつつ、現下の原油価格高騰が消費に与える影響等を見極めるため、据え置くこととした。